

# 自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助します

令和3年4月1日  
から

「愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、令和3年10月1日から、令和5年4月1日から改正道路交通法施行により自転車に乗る場合はヘルメットの着用が努力義務となっています。

碧南市ではヘルメットの着用を推進するため、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者に対し、自転車用ヘルメット購入費の一部を補助します。

## 対象者

市内在住の

- ①7歳から18歳の児童生徒等
- ②65歳以上の高齢者

## 補助金額

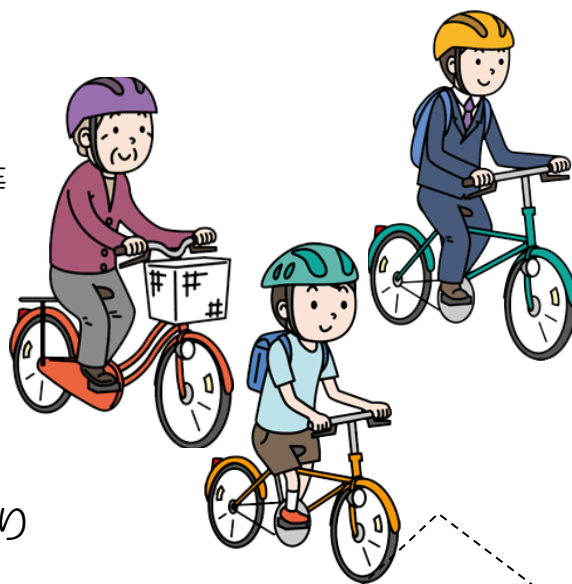
ヘルメット購入費用の2分の1  
※上限2,000円  
※1人につき1個かつ1回限り

## 対象ヘルメット

- ①自転車乗車用ヘルメット
- ②令和5年4月1日以降に購入した新品のもの
- ③下記のいずれかの安全認証がついているもの
  - SGマーク…(一財)製品安全協会の安全認証
  - JCFマーク…(公財)日本自転車競技会連盟の安全認証
  - CEマーク…EU加盟国の安全認証
  - GSマーク…ドイツの安全認証
  - CPSCマーク…米国消費者製品安全委員会の安全認証 など

※購入時にマークがついているか必ず確認してください。

マークのないものは補助の対象となりませんのでご注意ください。



令和6年3月31日までに購入したヘルメットは3月31日まで(年度内)に申請してください

◆お問合せ◆

碧南市地域協働課交通防犯係

☎0566-95-9873

## 申請方法

申請に必要なもの

- ①補助金交付申請書
- ②ヘルメット購入に要した費用の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等）
- ③ヘルメットの安全認証マークが確認できるもの
- ④対象者の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
- ⑤補助金の振込先がわかるもの
- ⑥補助金交付請求書

## ※ご注意ください※

◆令和5年度に対象となるのは下記の人です

- ①児童生徒等…平成17年4月2日～平成29年4月1日に生まれた人
- ②高齢者…昭和34年4月1日以前に生まれた人で、本人が申請される方

◆領収書には次の内容が記載されていることが必要です

- ①申請者又はヘルメット着用者の氏名
- ②領収日
- ③領収金額（ヘルメット購入単価がわかるもの）
- ④購入相手方（購入した店舗）
- ⑤購入品名（「ヘルメット代」等、ヘルメットを購入したことがわかるもの）

◆ヘルメットの安全認証が確認できる書類が無い場合は、現物又は写真を提示してください。

## 「愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

令和3年4月1日施行

- ◆交通ルールの遵守・歩行者への配慮
- ◆自転車の定期的な点検・交通事故防止対策等

令和3年10月1日施行

◆乗車用ヘルメットの着用 ← **努力義務**

◆自転車損害賠償責任保険等への加入 ← **義務**

自転車利用者が交通事故の加害者となる高額賠償事例が発生しています。  
万が一の事故に備え、自転車賠償責任保険等に加入しましょう

